

デジタル原則に照らした規制の見直しについて

1. 概要

デジタル庁から「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が示され、この中で、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（健水発第 1010001 号）」（以下「通知」という。）の以下の記載が「定期検査・点検の規制」に該当するとされ、デジタル技術の活用により定期検査の撤廃もしくは検査周期の延長についての検討が求められた。

【記載内容 1：第 1_3_（5）】

水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号に基づき、省略を行った場合であっても、**概ね 3 年に 1 回程度**は、省略をした項目についても水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

【参考：水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号】

次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

【記載内容 2：第 4_2】

すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも**毎年 1 回は定期的に**全項目検査（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン、ブromホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く。）を実施し、また必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施し、その結果を一定期間保存されたいこと。

【参考：定期検査・点検の規制について】

施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制。

（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランより）

そのため、本検討会においてデジタル技術の活用による検査頻度の見直しについて検討する。

2. 検査頻度に関する過去の検討について

（1）水道水における省略項目の検査頻度について（記載内容 1 関係）

平成 15 年の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」の中で、省略項目について検討されており、以下のとおり記載されている。

VII. 水質検査のためのサンプリング・評価

2. 検査頻度

(3) 検査省略項目

各水道事業者等における検討の結果、水質検査を省略するとされた項目についても、水道水質の状況の変化がないことを定期的に確認するため、少なくとも3年に1回程度の頻度で水質検査を行う必要があるものと考えられる。

(2) 水源の原水における検査頻度について（記載内容2関係）

「水質基準の見直し等について」の中では、以下のとおり記載されている。

X. 水質管理目標設定項目等の取扱

2. 原水等の水質検査

原水の水質検査を定期的に行い、原水水質の変化を的確に把握することによって、初めて日常の浄水処理等の操作を適切に行うことが可能となるものであり、また、浄水過程にある水の水質検査は、浄水処理が適切に行われているかどうかを判断する上で重要性が高いものである。

(略)

なお、その頻度については、少なくとも水道水の定期の水質検査と合わせて行うことが望ましく、さらに原水水質の変動特性に応じて、特定の水質項目については頻度を高くするなどの配慮が望まれる。

3. 見直しの検討について

(1) 記載内容1について

水質基準項目の水質検査の省略規定は、水質基準が全国一律に適用される規制基準であることから、ほとんど問題がない項目においても全ての水道事業者に毎月の検査が義務付けられるといった状況を鑑み、平成15年の水道法改正において採用した規定（水道法施行規則第15条第1項第4号）である。

しかしながら、水道水は国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであることから、同規定に基づき、水質検査を省略した場合であっても、3年に1回の頻度で水道水質の状況に変化がないことを確認することが望ましい。以上から、現行の記載は妥当であり、これを踏襲することとしたい。

(2) 記載内容2について

原水の水質変化を的確に把握することで、適切な浄水処理を行うことが可能となる。

しかしながら、原水水質は、未来永劫同じ水質とは限らず、水源周辺の環境変化等により大きく変化することがありうる。また、1年間でみても、梅雨や台風が多く発生する時期、渇水期など、時期により大きく変動する。

このため、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に水質検査を行い、水質変化を的確に把握することは、浄水処理において有益と考える。

以上から、現行の記載は妥当であり、これを踏襲することとしたい。

(3) デジタル技術の活用について

(1)、(2) について、デジタル技術の活用の可能性について検討した。デジタル技術を活用した水質把握には、連続測定機器を用いた常時把握が考えられる。

(1) については、浄水の水質検査であることから、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号。以下「水質検査法告示」という。）に基づき実施することが規定されている。一部の項目について連続測定機器を用いた測定が規定されている項目はあるものの、pH、色度、濁度に限定されている。水質検査の省略を可能としている項目については、現在のところ連続測定機器を用いた測定では精度よく分析することはできず、水質検査法告示において規定されていない。このため、デジタル技術の活用により定期検査の代替とすることは困難と考えられる。

(2) について、ここでの原水の水質検査については、水質検査法告示に基づき測定を行うことが規定されているわけではない。一部の検査項目については水質検査法告示に規定されている連続測定機器を用いた検査方法以外にも連続的に測定できる技術が存在しており、これらの技術を活用して検査を行っている水道事業者等もある。同測定機器が適切に保守管理され、かつ、同測定機器を用いて精度管理が行われている場合は、この検査結果をもって年に 1 回の原水の水質検査結果とすることは可能であると考えられる。